

ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原告 原告番号1番ほか

被告 国

意見陳述書

2010（平成22）年8月18日

福岡地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐川 民

1 はじめに

被告国は、平成22年7月12日、和解協議に向けての見解を示しました。

被告国は、母子手帳の提出にはこだわらないとしながらも、母子手帳に代わる客観的な証拠の提出を求めました。これは、一見原告らの救済範囲を広げるかのように見えます。しかし、実態は、まったく異なります。原告らの多くを切り捨てるものです。「広く国民の理解と協力が得られる解決を目指す」ことを口実に、あくまで6歳までに予防接種を受けことについての立証を原告らに求めて、解決を先延ばしにしています。

私は、被告国の見解を見て、強い怒りを感じました。

私からは、原告らが満7歳までに必ず一度は予防接種を受けていることは明らかであり、この点について原告らから立証する必要は全くないことについて、述べたいと思います。

2 法律により予防接種が強制されていたこと

昭和23年に制定された予防接種法は、国民に対して、種痘、ジフテリア、腸チフス等の予防接種を受けることを義務づけました。この法律

では、「伝染の虞がある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的とすることを条文に明記していました。このことについて、厚生省が作成した厚生省50年史には、「予防接種を行う本来の趣旨は、個人に伝染病の病原体に感染しないような免疫をもたせることであるが、この法律では、地域的集団としての住民が免疫を保有することにより伝染病の爆発的流行を防止しようとするいわば社会防衛的理念が貫かれていた。」と紹介しています。つまり、この法律は、国民一人一人の健康を守るために制定されたのではなく、社会防衛のために制定されたのです。そのため、被告国は、予防接種法の中に罰則を設けて、国民に対し予防接種を受けることを強制したのです。種痘以外のものについて、全国民にこのような広範な予防接種の義務づけをしたことは、諸外国にも例がありませんでした。

その結果が、被告国が提出した乙A17号証の旧厚生省算出の「予防接種実施率の推移」に表れています。資料が存在する昭和37年以降において、その年に予防接種法や結核予防法によって予防接種を受けることが義務づけられている人のうち、一度も予防接種を受けたことがない人の割合は、試算すると、どの期間においても1パーセント未満にしかありません。例えば、昭和37年に出生した人を見てみましょう。0歳の時に痘そうの第1期とツベルクリン・BCGを、1歳の時にジフテリアの第1期第1回を、2歳の時に痘そうの第2期を、5歳の時にジフテリアの第2期を接種することが義務づけられています。次に、それぞれのワクチン別の不接種率を見てみましょう。痘そう第1期の接種率は84.1%となっているので、不接種率は「100」ひく「84.1」で15.9%となります。同じようにして計算すると、ツベルクリン・BCGの不接種率は25.0%、ジフテリアの第1期第1回の不接種率は16.

2%、痘そう第2期の不接種率は17.4%、ジフテリア第2期の不接種率は42.2%となっています。なお、乙A17号証には、ツベルクリン・BCGの接種率についてのデータがありませんので、結核予防法によって予防接種が強制されていたことや医学文献を参考にして、6歳までの不接種率を25%として試算しています。そして、予防接種を一度も受けたことない人の割合は、各ワクチン別の不接種率をすべて掛け合わせて算出することができます。昭和37年に出生した人で予防接種を一度も受けたことのない人の割合は、0.047%に過ぎません。1000人中わずか0.47人しかいないのです。昭和38年以降昭和63年までに生まれた人についても同じように試算すると、やはり予防接種を一度も受けたことのない人の割合は1%以下にしかありません。

このように予防接種を一度も接種しない人が極めて少ないことからすれば、満7歳になるまでの期間に日本国内に居住していれば、必ず何らかの予防接種を受けたことは明らかです。したがって、原告らが予防接種を受けたことについて、わざわざ母子手帳を提出する等して立証する必要は全くないのです。

3 原告らに不可能な証明を求めるものであること

また、被告国は、母子手帳の提出が困難な場合には、提出できない理由を説明するとともに母子手帳に代わる客観的な証拠の提出を求めています。

原告らが予防接種を受けたことを証明する客観的な証拠の一例として予防接種台帳があげられます。しかし、予防接種台帳の保存期間は原則5年間です。大阪訴訟弁護団が、大阪訴訟の原告84名中、母子手帳のない原告39名の出生地である23の市町村に対して予防接種台帳の接種記録の有無を調査したところ、原告らの予防接種記録を保持している市町村は全くありませんでした。原告らが予防接種を受けたのは何

十年も前であったのですから、当時の予防接種台帳は既に破棄され、現在まで保管されているものは存在するわけがありません。

被告国は、「母子手帳がなくとも原告らが予防接種を受けたという代替立証は認める。」と触れ回っています。世論に対しては、被告国がいかに原告らの救済範囲を広げているかのよう装っています。8月5日の参議院の川田龍平議員の質問に対しての長妻厚労大臣の答弁においても、「これまではB型肝炎の被害の認定というのは、母子手帳を持ってなきゃダメだという風に国は母子手帳にこだわっていたわけですが、それを国はこだわらないということを示し上げて代替証拠でも可能とするという姿勢を示す。」と発言しています。しかし、一方で予防接種台帳のような客観証拠の提出を求めています。母子手帳に代わる客観的証拠など存在しないことを百も承知のうえで、あえて原告らにこれを求めているのです。原告ら代理人は、7月6日の札幌地方裁判所の和解期日において、この点について被告国の代理人に問いたしましたが、被告国の代理人は、この予防接種台帳について、「原告らが予防接種を行った時期のものは残っていないだろうが、調査はしていない。」などと、人ごとのような発言をしていました。このような被告国の不誠実な態度には、強い怒りを感じざるを得ません。

そもそも、どうして原告らが客観的な証拠を提出することが不可能なのか、考えていただきたいと思います。被告国は、注射器の使い回しにより多くの子ども達をB型肝炎ウイルスに感染させた事実を認識しながら、これまで長年にわたりこれを放置してきました。その結果、母子手帳や予防接種台帳等の客観的な証拠は消失してしまいました。九州訴訟原告でも、母子手帳がある方は2割に過ぎません。被告国は、自らの不作為により立証が困難となってしまったにもかかわらず、原告らのみ不可能な証明を強いることによって被害者の多くを切り捨てようと

しているのです。

4 被告国は被害者切り捨ての主張を直ちに撤回すべきであること

被告国が、「被害者を確定するため」として主張していることは非常に不合理なことばかりです。しかし、そもそも被害者を確定するための要件は、平成18年の最高裁判決で既に示されています。被告国の見解は、被害者切り捨て、解決先延ばしに他なりません。

原告らは、すでに何十年も被告国から放置されてきました。平成18年の最高裁判決により被告国の責任が明らかになった後においても、原告らを放置し続けました。そして、裁判所の和解勧告から半年も経過した現在でも、被害者切り捨ての不誠実な態度を続けています。

被告国に対しては、被害者切り捨て、解決先延ばしの主張を直ちに撤回することを強く求めます。

以上